

病院倫理委員会で承認された治療法

当院の病院倫理委員会で下記の医療が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページに情報を公開することにより投薬を実施しております。この内容に関して同意できない場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

低カリウム血症に対する添付文書に記載された濃度を上回るカリウム点滴注射

低カリウム血症の治療は経口のカリウム製剤により行われますが、重度の低カリウム血症の場合や経口投与ができない場合などに注射用カリウム製剤を用いて治療が行われます。注射用カリウム製剤の投与については添付文書上に次の取り決めが記載されています。

- ① 投与速度は20mEq/時間を超えないこと
- ② 投与濃度は40mEq/L以下に希釈すること
- ③ 投与量は100mEq/日を超えないこと

しかし、輸液の量を制限しなければ心不全に至る場合や、速やかにカリウム値を補正しなければ不整脈が発症する場合があります。このため、当院では、輸液の量を制限したほうが良い場合や速やかにカリウム補正をしたほうが良い場合において、やむを得ず、濃度が40mEq/Lを超える溶液を点滴投与する場合があります。

その際は以下の条件のもと行います。

- 1. 原則輸液ポンプを使用し、投与速度は20mEq/時間を超えないようにします。
- 2. 特別な理由がありやむを得ず、投与濃度が40mEq/Lを超える場合も、最大60mEq/Lまでとします。
- 3. 規定より高濃度の点滴を末梢から投与する場合は、静脈炎等の副作用の発現に注意します。
- 4. 投与量は100mEq/日を超えないようにします。
- 5. 血液中のカリウム値を頻回に確認し、異常があれば速やかに対処し、補正が完了すれば速やかに減量、使用終了します。

問い合わせ窓口 玉島中央病院 医療技術部薬剤課 平松洋子

TEL:086-526-8111 平日 10:30~18:00

玉島中央病院倫理委員会

2025年5月22日承認

(倫理第 100021 号)